

戦時期における高等教育機関の 在学・修業年限短縮について

西山 伸†

はじめに

戦時下の高等教育機関にとっての最大の出来事は、1943年10月2日の「在学徴集延期臨時特例」公布による徴集猶予の停止、いわゆる「学徒出陣」であったと言ってよい。筆者は、かつてこの「学徒出陣」に至るまでには、①1939年の兵役法改正による徴集延期年齢の上限引き下げ、②1941年の高等教育機関の在学・修業年限短縮、③1943年夏の陸海軍による飛行機搭乗員の大量募集、④同年10月の「在学徴集延期臨時特例」公布、の四段階があると述べたことがある⁽¹⁾。本稿では、このうち②について考察する。

1941年の高等教育機関の在学・修業年限短縮⁽²⁾について、比較的詳しく言及している研究は次の二点である。明治初期の学制公布から敗戦までの教育政策を分析した倉沢剛は、『続学校令の研究』において、本稿でも触れる国立公文書館所蔵史料や枢密院の委員会録などを詳細に引用し、関係法令の制定過程を論じている⁽³⁾。また、『東京大学百年史』では当時工学部長であった内田祥三の残した史料などを使い、在学年限短縮への東京大学の対応について詳述されている⁽⁴⁾。これらはいずれも貴重な研究であるが、在学年限短縮の一局面を扱っているに過ぎない憾みがある。

そこで本稿では、在学年限短縮について、内容および導入の背景、大学などの教育機関の対応、

学生の動向などを検討し、その全体像をみていくことにする。

1 関係法令

(1) 公布

第3次近衛文麿内閣の総辞職と同日の1941年10月16日、学生生徒の兵役に関連する多くの法令が公布された。そのうち主なものを挙げると次のとおりである。

- ①勅令第924号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」
- ②文部省令第79号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件」
- ③勅令第923号「昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正」
- ④陸軍文部省令第2号「在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件」
- ⑤陸軍省令第45号「昭和十六年度臨時徴兵検査規則」

このうち、まず①において、大学学部・大学予科・高等学校高等科・専門学校・実業専門学校の在学年限を「当分ノ内」それぞれ6カ月以内短縮することができる規定された。さらに、この規定は内地の教育機関だけでなく、朝鮮・台湾に適用されることも定められた⁽⁵⁾。

①をうけて②では、1941年度について、大学学

† 京都大学大学文書館教授

部・専門学校・実業専門学校のほか、高等師範学校・女子高等師範学校・実業学校などにおいて、卒業予定の者の在学年限を3カ月短縮することとした。これらの学校で卒業予定だった者の卒業は1942年3月のはずであったが、これが1941年12月に繰り上げられたのである⁶⁾。

一方、③においては、1939年に改正された兵役法の附則第4項を削除すると定められた。1939年の兵役法改正では、第41条に規定されていた在学中の徴集延期年齢の上限が引き下げられたが、同時にその附則第4項には次のように記されていた。

昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中学校又ハ
従前ノ第四十一条ノ規定ニ依リ中学校ノ学科
程度ト同等以上ト認メタル学校ニ在学スル者
ニ対スル徴集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在学スル
学校ニ引続キ在学スル間ハ第四十一条ノ改正
規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

つまり、引き下げられた上限の年齢は、1939年12月現在在学している者についてはその学校に在学中は適用されないとされたのである。その附則第4項が削除されたことによって、各学校の在学者は、そのときに定められている徴集延期年齢の上限に従わなければならなくなったのである。

④では、二点の改正があった。一点目は徴集延期期間の短縮で、1939年の改正で引き下げられた在学中の徴集延期年齢の上限がさらに引き下げられた。例えば、大学医学部在学者であれば、早生まれが25歳から24歳へ、遅生まれが満26歳から25歳、医学部以外の大学学部在学者では、早生まれ24歳から23歳、遅生まれ25歳から24歳、といった具合である。二点目の改正は、徴集延期期間内の学徒であっても、在学している期間が在学年限から8カ月控除した期間を超えている場合は、その8カ月控除した時点で延期期間を満了したと見なすというものであった。当時4年制であった医学部以外の大学学部の在学学生を例にとれば、今回短縮された在学年限2年9カ月から8カ月を引い

た2年1カ月の在学で徴集延期期間満了となるわけである。これは、学徒を卒業後すぐ入隊させるには在学中に徴兵検査を済ませておく必要があるが、兵役法における徴集延期とは徴兵検査の受検も含まれているため、ここで改正されたものである。徴兵検査の受検、受検後入隊に至る手続などに必要な期間として8カ月を見込んだことになる。

そして、①から④までを前提として、⑤では繰上卒業予定者や徴集延期期間満了者を対象に臨時徴兵検査を12月1日から20日までの間に実施することが定められた。

さらに、これら一連の法令の半月後、11月1日には文部省令第81号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」が公布された。ここでは、1942年度の卒業生について、②の高等教育機関に加えて大学予科・高等学校高等科においても在学年限が6カ月短縮されることとなった。本来1943年3月に卒業するはずだったこの学年は、6カ月繰り上がって1942年9月に卒業することになったのである。

(2) 経緯

こうした高等教育機関の在学年限短縮は、いつごろからどのように議論されたのであろうか。

早い時期としては、短縮の2年以上前にあたる1939年7月6日の帝国大学総長会議で提案されたという渋沢元治の証言がある。この年新設された名古屋帝国大学の初代総長となった渋沢にとって、初めて出席した総長会議だが、この日の午後に行われた懇談会で次のような出来事があったという。

軍部の要求である兵役法を改正して大学卒業期を三ヶ月繰り上げることを議題とした。各大学からこれが科学技術の学力を低下して却って戦力を弱める結果を招くことを力説した。併しこれは採用されず翌年から実施されるに至った。⁷⁾

しかし、この渋沢の証言には誤りが多い。卒業期

の繰り上げは兵役法の改正によるものではないし、短縮が「翌年から実施」されたというのも実際は翌々年である。他に洪沢の証言を裏づける資料がないと、ここで言われている内容をそのまま信じるわけにはいかないであろう。このときの文部大臣は荒木貞夫であり、荒木は兵役法改正について審議されたこの年2月の帝国議会において、中学校以上の在学年限を短縮するべきではないかという意見に対し、「御説ノヤウナ点ハ大イニ考ウベキツノ案トシテ私モ考ヘテ居リマス」⁽⁸⁾と答えているように、高等教育機関の在学年限を短縮すべきとは考えていた。従って、この総長会議でも何らかの形で関連する発言を行った可能性はあるが、どれだけ具体的なものであったかは疑わしい。

戦前・戦中から戦後にかけての文部官僚で、1941年1月に文部省官房文書課長に就任していた有光次郎は、自らの関わった業務についての日記を残している。日記の記述は日によって疎密があるが、その中で在学年限短縮に関連するできごとが最初に出てくるのは1941年3月11日である。この日に行われた省内の打ち合わせで「海軍次官要望 大学等卒業時期繰上ゲノ件」が話し合われたとある⁽⁹⁾。この件は、翌々日に開かれた帝国大学の総長事務打合会で文部省側から報告されていて、海軍出身の東京帝国大学総長平賀譲はその場で「海軍ハ学年短縮ノ愚ガヨクワカリ、ソレヨリ真ノ卒業生ヲ増加セシメヨトテ、第二工学部ノ解決ニアタレリ。艦政本部長、航空本部長等ノ意見ヲ徴セラレ度」と述べている⁽¹⁰⁾。

この平賀の発言は、東大における第二工学部設置と関係している。同学部は1942年4月に設置されているが、その1年あまり前の1941年2月14日の東大評議会で、平賀は「海軍当局ハ予テヨリ技術者急速補充ノ対策トシテ卒業短縮ノ希望アリシ処、偶々一月二十六日ニ至リ総長ニ対シ其ノ希望ヲ申出サレタ」が、自分は単に2、3カ月の年限短縮では人員の増加に効果がないばかりか質

の低下を招くとして、以前より考えていた第二工学部の新設が「真ノ技術者急速補充唯一ノ道」と説明したところ、海軍当局の支持を得て、陸軍や企画院とも協力して急遽第二工学部設置が追加予算として議会に提出された、と報告している⁽¹¹⁾。総長事務打合会で平賀が述べたのはその経緯である。つまり、この段階での海軍からの在学年限短縮は、技術者を急速に補充する必要があるによって要請されたものであった。

有光の日記では、その後しばらく在学年限短縮に関する記述はなく、次に出てくるのは約4カ月後の7月8日である。この日の省内の打ち合わせで「生産拡張ニ伴フ卒業期ノ繰上」⁽¹²⁾が話題になっている。そして、その一週間後の7月15日に行われた局部長会議では、在学年限短縮に関する発言が相次いでいる。例えば、中野善敦普通学務局長の「労務対策トシテハ、卒業期ノ繰上ガ有効ナラズヤ。収容力モ増加ス」、関口勲実業教育局長の「中学校、実業ヲ四年、実専ヲ二年トスルヲ可トス」、菊池豊三郎文部次官の「私大ヲハヤク出スニスレバ如何」、有光の「臨時措置トシテ年限短縮ヲ一律ニ為シテオキ、将来、真ニ大学タルモノニツキテハ、別途ノ学制ヲ考慮スルヲ可トスベシ。私大ノ自然淘汰策」、松尾長造図書局長の「臨時措置トシテ年限短縮シ得ベシ。休暇ヲ短縮スル等」などである⁽¹³⁾。中には本格的な学制改革を行わないと実現しない意見もあり、また文部官僚の私立大学と官立大学に対する評価の違いも窺えて興味深い。全体としては臨時措置としての短縮が考えられていたようである。いずれにしろ、その理由は「労務対策」であり、企画院や厚生省の要求が契機となっていたと思われる。

その後も、有光日記によると、7月28日の次官会議で「学校卒業期ノ繰上」が議論されたとあり、「研究中ナルモ、企画院ヨリハ、学生ノ用途ニツキplanmässigニヤル為指示サレ度」⁽¹⁴⁾と記されている。そして、8月7日に開かれた文部省内の会

議においては、橋田邦彦文相の「三月卒業ヲ十二月ニ繰上ゲル事ハ決定。第二ノ問題ヲ如何ニスルカ。数年間ノ見透シヲツケ、年限短縮ヲヤリ、ヤガテソノママ学制改革ヲナス事ニ」⁽¹⁵⁾ という発言があったという。つまり、ここで1942年3月卒業予定者の3カ月繰上卒業は方針として固まり、その次の学年をどうするかということに議論は移っているのである。実は、この日の会議で永井浩専門学務局長が「中学、高校ヲ通ジテ一年短縮サレ度ト兵務課長ハ申シ居タリ」⁽¹⁶⁾ と発言しているが、有光日記で見ると、これが在学年限短縮関係で陸軍が出てくる最初である。ただ、翌8月8日の局部長会議では、次官会議の報告として「卒業期繰上ノ督促ヲ企画院次長ヨリ申出タリ」⁽¹⁷⁾ とあり、この段階では陸軍よりも企画院の方が在学年限短縮に熱心だったように見える。

しかし、8月中旬以降は陸軍の要求が目立つようになる。8月19日の会議では次官会議の報告として、年限短縮問題について「陸軍、厚生、企画院等ト打合ヲ為シ、速カニ具体案ヲ提示シ、協力ヲ得ルコト」⁽¹⁸⁾ という議論があったと記されているし、22日の会議では橋田文相より「陸軍大臣ハ早急ニ卒業サセテクレヌト困ルトイフ」⁽¹⁹⁾ との発言があった。そして、28日には年限短縮に関して文部大臣が陸軍大臣を訪問するのに関連して、有光と陸軍省軍務局軍事課編制班長の大槻章中佐との間で2回の電話のやりとりがあった。有光日記では、そのやりとりは以下のとおりである。

第一回

最高学年生 本年十二月

次学年生 来年四月ハ少シオクレテモ可
(軍ノ立場ヨリ見タル短縮期間案、本日決定ノ趣)

理由 体育局長ニ説明済。

教ノ基礎ハ面談ニユズル。

範囲 専門学校以上ノ男子全部

第二回

予備士官学校教育上ノ必要ニヨリ、六月末迄ニハ必ず卒業セシメラレ度。⁽²⁰⁾

つまり、陸軍はこの日に在学年限短縮案を決定し、それにより来年3月卒業予定者の3カ月短縮だけでなく、その次の学年についても幹部候補生として一定の訓練期間が必要ということで、9カ月の短縮を要求していることになる。次の学年の短縮期間については、以後若干の変動はあるが、この段階で方向性はほぼ定まったと言えそうである。

このように、有光日記を見る限りでは、在学年限短縮は当初(1941年3月頃)海軍から求められたが、その後企画院、さらにその後になって陸軍から要求があり、陸軍からの要求が中心になっていくにつれ、急速に具体化していったようである。

その一方、以下のような証言もある。後述するように、在学年限短縮について大学側に正式に伝えられるのは9月6日だが、その3日後の9日に東京帝国大学で開かれた学部長会議で、医学部長の坂口康蔵は次のように述べている。

六月末厚生省ニ行ッタ時陸軍省医務局長ヨリ医学部ノ学生ヲドノ位早く出セルカトノ質問ガ雑談的ニアッタ、七月中頃文部大臣ニアッタ時ヤルナラ医学部デハ試験ガ長クカ、ル故早く知ラセテホシイト云ッテ置イタ大臣ハソレハヤラヌ、将来高等学校カラ段々短縮スルコトハヤラネバナラヌ今年ハ二月トシテモ来年ハ十二月、次ハ七月次ハ三月ト一年丈ケハ短縮セネバナラヌカモ知レヌトノコトデアッタ

最近アル会ノトキ小泉厚相ヨリ閣議デキメタト云フ話シアリ、内々準備シツ、考ヘテキタガ海軍ノ軍医部デハ一月カラ軍医ニ採用ノ準備ヲナシツ、アルコトヲ聞ク⁽²¹⁾

坂口によれば、陸海軍とも軍医を早く補充する必要があり、そのために大学医学部の在学年限短縮を求めている、そのことをかつて東大医学部教授

であった橋田文相に「七月中頃」確認したところ、橋田はそうしたことは考えておらず、高等学校から少しずつ短縮することになるかもしれないと答えたという。前述の有光日記によれば、7月中旬は労務対策上短縮の必要性が省内で議論されていたところであり、軍医の早期補充という陸海軍の要求には応じない方針を文部省がもっていたのであろう。

（3）理由

（i）軍事上

前項で見た法令制定までの経緯からも推測がつかうように、在学年限短縮が必要とされたいちばんの理由は軍事上のものだった。勅令第924号および第923号は緊急勅令であったため枢密院で審議される必要があったが、陸軍省が内閣に提出した勅令案説明要旨には次のように記されている。

此ノ臨時措置ヲ必要トスル理由ノ第一ハ軍事的理由デアリ、第二ハ労務対策上ノ理由デアル。〔中略〕将来ニ於ケル情勢ノ推移ハ遽ニ予断ヲ許サナイガ、北ニ南ニ各種ノ事態ノ発生ヲ予想スルコトハ難クナイ。今日我国ノ兵力ハソレ等ノ為ニハ必ずシモ不足デハナイガ、将校ノ数ハ之ヲ急激ニ増加スル必要ガアル。然ルニ軍デハ将校デ第一線ノ部隊ヲ指揮シ得ル程ノ者ハ既ニ殆ドスベテ召集シテ居リ、年々士官学校デ養成スルニ、三千人ノ外ハ大部分幹部候補生ノ増加養成ニ俟ツノ外ハナイ。従テ十七年ノ所要数ヲ充足スル為ニハ本年三月専門学校以上ノ学校ヲ卒業シタ者ヲ第一次幹部候補生要員ト為ス外ニ、現ニ最高学年ニ在学スル者ハ在学中ニ徴兵検査ヲ修了シテ本年十二月卒業ト同時ニ入営サセタ上第二次幹部候補生要員トシテ採用シ、更ニ明後年三月卒業予定ノ者ハ十七年度第三次要員トシテ採用スルコトガ必要デアッテ、コノ事ハ作戦ノ準備上全ク猶予ノキカナイ且不可欠ノ事項デア

ル⁽²²⁾

つまり、「北ニ南ニ各種ノ事態ノ発生」が予想できる現在、兵の数は不足していないが将校を急速に増加する必要がある。しかし、士官学校での養成には限界があり、その大部分を幹部候補生で充たすしか方法がないので、1941年3月にすでに卒業した者、12月に繰上卒業する者、1942年9月に繰上卒業する者の採用が作戦上「全ク猶予ノキカナイ」ことになっている、というわけである。

なぜ、この時に将校の急速な増加が必要となったのであろうか⁽²³⁾。1941年6月に独ソ戦が始まり世界情勢が大きく揺れ動くなか、7月2日に「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」が御前会議で決定されている。この要綱では、南方進出の態勢を強化し、そのためには「対英米戦ヲ辞セス」とし、また独ソ戦の推移が日本に有利に展開すれば「武力ヲ行使シテ北方問題ヲ解決シ北辺ノ安定ヲ確保ス」⁽²⁴⁾ともされていた。いわば「北進」と「南進」の並立であり、この要綱に基づいて対ソ戦に備えた関東軍特種演習と名づけられた大動員が実施されるとともに、南部仏印進駐も行われ、アメリカとの関係が決定的に悪化することとなった。こうした状況が、前述の説明要旨中の「北ニ南ニ各種ノ事態ノ発生」の中身であり、将校の急速な増員、そしてそのための在学年限短縮が要請される最大の理由であったろう。

枢密院では、審査委員会が副議長の鈴木貫太郎を委員長として10月6日・8日・9日の3回にわたって開催され、勅令案に関する質疑応答が行われたのち、15日の本会議で勅令案が承認された⁽²⁵⁾。学習院教授の清水澄は①年限短縮の期間、②学力低下の防止方法、③在学徴集延期制度廃止の可能性について質問した。①については、東条英機陸相が軍幹部要員の不足が顕著なのは1942年下半年から1943年上半期なので、本案はその期間を当面の目標としている、②については、橋田文相が休業期間の減少・廃止、授業時間の増加、学科

目の整理、講義内容の重点主義などにより対応する、③については、東条が「目下考究シツツアルモ未ダ実行ノ如何ハ確言スルニ至ラザル旨」それぞれ答弁している。また、元文部大臣で九州帝国大学総長の経験もある松浦鎮次郎は、高校大学を通じて1年の短縮を行わないことの言明を求め、これに対して橋田・東条ともに両者を通じて半年短縮にとどめる旨回答している。松浦の質問は後述する東大からの運動を受けてのものであろう。

文部省でも枢密院での審査に備えて、想定問答集を作成していた。そこには、実際の質疑応答には現れなかったものも含まれている⁽²⁶⁾。例えば、年限短縮による学力低下については、できるだけ努力はするが「幾分ノ低下ハ止ムヲ得」ず、その際専門学科の学力低下を避け基礎的学科の学力低下に止めるとしている。また、徴集延期期間を短縮すればあえて年限を短縮する必要はないのかという質問に対しては、年限短縮を行わないままだと多くの学徒が在学中に徴集され「国民教育上多大ノ支障ヲ来ス」ので、卒業後に入営させるようにした、つまり「今回ノ年限短縮ハ軍事上ノ要求ト教育上ノ要求ノ調和ヲ図ツタ措置デアリマ」ずとしている。しかしながら、軍事上の要員が急激に膨脹して6カ月の短縮でまかなえなくなった場合には、「十分研究シタ上」と断わりつつ「在学中兵役ニ服セシムルヤウナ方法ヲ採ルコトモマタ止ムヲ得ナイモノト考ヘテ居リマス」と、2年後の徴集猶予停止を予告するような回答を作成していた。

(ii) 労務対策上

在学年限短縮の第二の理由は労務対策上のものであった。前述の陸軍省作成の勅令案説明要旨には次のように記されている。

軍需ノ充足並ニ生産ノ増強ヲ期スルコトハ現下焦眉ノ急務デアルニモ拘ラス、近年労務ノ給源ハ著ルシク逼迫シ各種計画産業ニ於ケル要員ノ充足ハ誠ニ容易ナラヌモノガアル。加

之応召者ノ補充モ亦緊急ヲ要スルノデ、学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ上級進学者以外ハスベテ国民皆労ノ一翼トシテ技術、事務及労務ノ大量需要ヲ一日モ早く充足シ時局ノ要請ニ応ヘネバナラヌ事態ニ立至ッテ居ル。⁽²⁷⁾

工鉱業をはじめとした時局に必須の産業においても要員が不足し、さらに応召者の補充も喫緊の課題であるため、学徒を少しでも早く卒業させて動員する必要があるというのである。

文部省による想定問答にも労務対策上の項目が挙げられている⁽²⁸⁾。中等教育機関である実業学校の年限短縮がなぜ必要なのかという質問に対しては、工業学校卒業者はもちろん、商業学校その他の実業学校卒業者に対する官民の需要にも現在とても応じられていないためとされている。また、なぜ女子専門学校も年限短縮の必要があるのかという質問に対しては、医科・薬学科・歯科在学者は医療関係者の不足を、国文科・英文科・家政科在学者は教職その他一般事務方面の不足を補充するためとされている。

軍事上に比べると、労務対策上の理由はやや抽象的な印象は否めない。しかし、[表1]に文部

表1 年限短縮を行う学校の1941年度卒業生見込数

学校種別	男子学校	女子学校
大学学部	18794	—
大学予科	(5267)	—
高等師範学校	364	—
女子高等師範学校	—	201
専門学校	18912	4876
実業専門学校	12033	48
高等学校高等科	(5981)	—
臨時教員養成所	—	—
実業学校教員養成所	208	—
実業学校	72134	1212
計	123445	6337
	(11248)	

註

- ・ () 内は1941年度に年限短縮を実施しないもの。
- ・ 前掲「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限短縮ニ関スル件ヲ定ム」より作成。

省が試算した1941年度在学年限短縮による繰上卒業者を示したが、最も多数を占めているのが実業学校であり、労務対策も一定程度の重要性をもっていたことが察せられる。具体的な分析は今後の課題である。

2 法令公布後

(1) 東京帝国大学の動向

大学をはじめとした該当する教育機関に在学年限短縮について通知されたのは、前述のように9月6日のことであった。永井浩専門学務局長の名で、次のような文書が出されている。

学生生徒卒業期繰上ニ関スル件

現下ノ緊迫セル時局ニ対処シ国家ノ人的資源ニ対スル最高度活用ノ要望ニ応ズル為学生生徒ノ在学、修業期間ヲ出来得ル限り短縮シ速ニ国家ノ要請ニ即応スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ト被存ニ付之ガ具体的方策ニ関シ鋭意調査中ノ処差当り本年度卒業者ヲ左記ノ通繰上卒業セシムルコトニ内定致シタルヲ以テ実施方内々御準備相成様致度此段及内報

追而正式決定ノ上ハ詳細何分ノ通牒可有之ト被存ニ付御了知相成度

記

昭和十六年度卒業者ハ其ノ在学年限、修業年限ヲ三ヶ月短縮シ昭和十六年十二月ニ卒業セシムルコト⁽²⁹⁾

文書の発出は勅令公布の40日前であり、まだ内々の決定だと伝えられている。さらに1941年度卒業予定者の3ヶ月短縮のみを記し、次の学年については何も書かれていない⁽³⁰⁾。

東京帝国大学では、9月9日に学部長会議、16および17の両日に学部長協議会を開いて対応を協議した⁽³¹⁾。当時工学部長であった内田祥三の残したメモによると、9日の学部長会議で「今日聞イタ文部省案（未定）」として「本年ハ十二月、十七年度ハ九月、十八年度以降ハ大学高校ヲ通ジ

テ一ヶ年、専門学校ハ六ヶ月、五年制ノ中学校ニ付テハ六箇月短縮」⁽³²⁾とあり、文書で通知された3ヶ月短縮だけでなく1942年度の6ヶ月短縮、さらには1943年度の1年短縮など大規模な年限短縮が文部省で議論されていると東大では認識していた。それを踏まえた上での東大の基本的な対応策は、16日の学部長協議会で「本年ノ分ハ已ムヲ得ズ、然シ明年以後ニ付テハ尚一層国務大臣ノ認識ヲ深メル様ニスルノガ吾々及総長ノ責任デア」⁽³³⁾とされたように、1941年度の3ヶ月短縮はやむないものと認めた上で、次年度におけるそれ以上の短縮は阻止するというものであった。そして具体的には、枢密院の構成員に運動することと、総長名で文部大臣に文書を送ることが決められた。

枢密院への運動については、9月30日の学部長会議で報告されている。穂積重遠法学部長は原嘉道議長に手紙を書き、松浦鎮次郎・二上兵治両顧問官に面会していた。穂積によると「松浦氏ニハ会ッタ、勅令ノ形ガ本年ハコースルト云フ風ニシテホシイト云フコトヲイッテ置イタ」、つまり半恒久的な措置にならないよう勅令の内容を調整してほしい旨依頼し、二上については「非常ニ同情的デアッタ」という。また、寺沢寛一理学部長は南弘顧問官に会ったところ、枢密院としては今回はやむを得ないということになるが、来年以後については「陸軍省ヨリ詳細ナ計画ヲ聞キ文部省ト現場トヨリ打合セテヤッタラト云フコト迄ハ行クベシ」⁽³⁴⁾という反応であった。大学に同情的な枢密顧問官であっても、今年度の3ヶ月短縮に反対することはなく、次年度以降に含みを持たせるのが可能かどうかという意見であったことが分かる。

一方、平賀讓総長名で橋田文相に宛てられた文書は9月20日付で送られた。合計すると約1万字に及ぶこの文書の内容を詳しくここで紹介することはできないが、基本的な方向性としては、在学年限短縮の撤回を求めるものではなく、同文書の前文にあるように「不取敢卒業期繰上ガ当大学各

学部ニ於ケル教授及ビ研究ニ及ボス影響ノ具体的事情ヲ別紙ニ摘記致シ御参考ノ為貴覽ニ供」しようとするものであった⁽³⁵⁾。いくつか例示すると、法学部や経済学部では、在学中の高等文官試験受験に大きな影響が出るのが指摘され、三年次を論文執筆に充てている文学部では、そのための時間が短縮されてしまうことで「専門学校ノ如ク講義ヲ聴講スルノミニテ研究ノ修練ヲ行ハズ科学ヲ教ヘラルルノミニテ科学ノ精神ヲ養ハシメザル教育ヲ行フ事トナリ、全ク大学ノ意義ヲ失墜スル結果ヲ来スベシ」と危機感を表明していた。また、理工系学部の意見では、諸外国と比較した日本の科学技術の遅れが拡大することへの懸念が目を引く。工学部は「我ガ国ノ工業技術ガ米国、独逸等ニ比シテ著シク見劣リスル大ナル点ハ、素養高キ技術家ノ数ノ少キ点ナルコトハ一致シタル意見ナリ。此際ニ当リ平均的ニ素質ノ充分ナラザル者ガ大学ヲ卒業スルコトハ、将来ノ工業ノ発達ニ対シテ相当大ナル影響アルモノト思ハレル」と記し、理学部も「現ニ孤立ノ状態ニ置カルル憂フベキ我国ノ科学而モ高度国防国家建設ノ一翼タル自然科学ノ発展ニ対シ大ナル支障ヲ来スベク、国家ノ為メ恟ニ寒心ニ堪ヘザル処ナリ」と、外国との交流が激減するなかでのこうした措置が、日本における自然科学の発展の大きな妨げになるとしていた。

さらに東大は、10月2日付で再び文書を橋田文相宛に送付している。今回は約1000字程度の比較的短いものだが、「其後段々承知致候所ニヨレバ更ニ次年度ニ於テ卒業期ヲ九月ニ繰上ノ議有之趣果シテ然ラバ誠ニ層一層ノ重大事ト被存候」と、1942年度の在学年限6カ月短縮を聞いたとして発出されている⁽³⁶⁾。前述のように、すでに9月9日の段階でそうした情報は入っていたが、ようやくここに至っての意思表明であった。この文書では、今年度の3カ月短縮が臨時措置として1回限りで解消されればよいが、そうでなくても「卒業期繰上ハ本年程度ニ止メテ全力ヲ学力低下ノ防止ト教

育効果ノ増進トニ傾注」すべきと、6カ月短縮には反対を表明した⁽³⁷⁾。

しかし、すでに述べてきたように、文部省は軍との交渉のなかで8月下旬には1942年度も含めた在学年限短縮の方向性はほぼ決定しており、東大のこうした意見が通る余地はなかったのである。

(2) 帝国大学総長会議

在学年限短縮については、関係法令公布の約40日前に該当する学校に内報されたが、年限短縮と同時に公布された徴集延期年齢の引き下げに関しては直前まで学校側に伝わっていなかった。10月16日に開かれた東大の学部長会議において平賀総長が「学年短縮ハ知ッテキルコトダガ兵役関係ハ全ク初耳デアッタ、昨日ノ昼始メテ庶務課長カラ聞イタ」と発言しているように、15日の昼、つまり枢密院本会議の終了後によりやく知ったのだ⁽³⁸⁾。

こうした、いわば蔑ろにされた憤懣を平賀らがぶつけたのが10月20日に開催された帝国大学総長会議であった。この会議は、在学年限短縮について文部大臣が各帝国大学総長に説明するため開かれたものである。翌21日の東大評議会における平賀とともに総長会議に出席した穂積法学部長の報告によると、次のような緊迫したやりとりがあった⁽³⁹⁾。

卒業期繰上ニ付テモードシテスカル必要ガアッタカラ充分説明セラレタシ吾々ニ相談ナキハ遺憾ト云フ意味モアッタ、徴集延期短縮デハ事前ニ何等知ラセズ教育上重大ナ責任ヲモツ吾々トシテハ甚ダ心外ダト平賀総長カラ強ク云ッタ文部当局ハ軍部デ云フノダカラト云フコトデアッタ、ソレニ対シテハ大学総長位ニ云ッテヨイノデハナイカト云ッタ

文相ハ大学総長丈ケデナク自分モ知ラナイノダカラト云ッタ、穂積ハ国務大臣ガソレデヨイノカト云ッタ

さらに次年度の6カ月短縮を説明する文部当局側に対して

コノ点ニ関シテハ各総長ヨリ教育上研究上甚ダ困ルカラ元ニモドラナイ迄モ十二月ニシテホシイト云ツタガ結^[ママ]極軍部ノ要求ニヨリ来年度二度幹部候補生ヲトラネバナラナイト云フノデ只今ノ処コレヲ確定ト考ヘテ了承シテホシイト云ツタ

と、総長側は再考を求めたものの、すでに枢密院でも議論は済んでおり、覆るはずがなかった。ただその一方で、

規定ハ各六ヶ月以内トナツテキルガ大学高校通ジテ六ヶ月シカ縮メナイト云フコトハ枢密院デ言明シソレナラバト云フコトニナツタノデ枢密院ノ議事録ニモノツテキルト言明シタ

と、前項で述べたように枢密院における質疑応答のなかで大学高校を通じて1年の短縮は行わないことが確認されたと文部省側は述べた。これは言い換えれば、高等学校で6カ月短縮を経て入学してきた学生は、大学では短縮せず従来どおり3年在学できることを意味していた。

兵役については、来年の入営が2月と10月になると説明されたほか、平賀から、徴集延期年齢の引き下げによって学部2年や1年から多数の学生が在学中に入営することになると強く抗議があり、文部省が陸軍と交渉することになった。

このように、部分的には大学側の主張が考慮されたが、全体としては、穂積のまとめに従えば以下のとおりであった。

要スルニ文部大臣始メ当局者ハ誠ニ御尤モデソノ通り私モソウ思フ、然シ已ムヲ得ナイノダト云フニアツタ、コトシテハ充分云フベキコトハ云ヒ警告ハ発シタツモリダ

文部省は、大学側に理解は示しつつも、結局軍の意向に一方的に押し切られたように大学側から受け止められたのである。

（3）若干の修正

一連の法令が公布された後、若干の修正があった。

その第一は、高等学校・大学予科の徴集延期期間についてである。10月16日公布の陸軍文部省令第2号「在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件」では、早生まれ21歳、遅生まれ22歳と規定されていた。それが、半月後の10月31日公布の陸軍文部省令第3号「高等学校高等科又ハ大学令ニ依ル大学予科ノ最高学年ニ在学スル者ノ在学徴集延期期間ニ関スル件」では、最高学年に在学している者について早生まれ22歳、遅生まれ23歳に改正された。そして、さらにその20日後の11月20日公布の陸軍文部省令第4号「昭和十六年陸軍文部省令第二号中改正」では、高等学校・大学予科の最高学年在学者は早生まれ23歳、遅生まれ24歳に、それ以外の学年在学者は早生まれ22歳、遅生まれ23歳に、それぞれ改正された。

こうした矢継ぎ早の改正は、どういう意図のもとに行われたのか。『帝国大学新聞』には次のように説明した記事が掲載されている。

これは在学年限の二年六箇月から八箇月を控除した一年十箇月で在学徴集延期期間が満了し従って現在、高校大学予科の二年以上は全て明年一月には在学徴集延期期間が切れ二月以降はいつでも徴兵検査される状態にあるため、高校卒業の年に検査を受けしめず大学卒業後入営するものを一人でも多くするためかくの如き措置が採られたのである。⁽⁴⁰⁾

つまり、当初の規定どおりだと、高校・大学予科在学中に徴集延期期間が満了し、徴兵検査を受ける生徒が多数に上る。彼らは徴兵検査を受検すると、その後大学に進学してもすぐに徴集されてしまうため、学業を中断することになる。しかしながら「高等学校高等科又ハ大学予科ノ卒業生ハ殆ド全員大学学部ニ進学スルノミナラズ、大学学部卒業生トシテ初メテ十分ナル職能ヲ修得スルモノデアルカラ」⁽⁴¹⁾、そうした生徒を一人でも減らすため、高校・

大学予科に限って徴集延期期間を延長することとしたのであった。

修正の第二は、転校した学徒の扱いである。10月16日公布の陸軍文部省令第2号では、「徴集ヲ延期スル学校ヨリ他ノ徴集ヲ延期スル学校ニ転校（一ノ学校ヲ卒業シ他ノ学校ニ入学スル場合ヲ除ク）シタル者ニ対スル前項〔在学年限から8カ月控除した時点での徴集延期期間満了についての規定（引用者）ノ適用ニ付テハ前ノ学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ニ在学スル期間ニ通算ス〕とされていた。それが、11月20日公布の陸軍文部省令第4号では、この規定は「昭和十七年四月三十日以前」における転校には適用されないことに改正された。

この改正の目的は、高校卒業後志望大学への入学がかなわず、受験勉強を続けているいわゆる「白線浪人」救済であった。当時「千余名を数」⁽⁴²⁾ えるとされた白線浪人は、浪人期間中私立大学などに籍を置きながら翌年の受験に備えている例が多かった。1941年4月に志望どおりの大学に入学した者は、2年6カ月の在学期間から8カ月を控除した入学1年10カ月後の1943年2月に徴兵検査を受け、同年9月の卒業後に入隊することになる。ところが、同じ1941年4月に志望大学に入れず、別の大学に1年間籍を置いて翌1942年4月に志望大学に入学した者の場合は、籍を置いていた大学の在学年数も通算されるため、1943年2月に徴兵検査を受け、在学中に入隊することになるのである。こうしたことをなくすため、法令公布時における転校した際の在学年数の通算は行わないようにしたのであった。

この二つの修正について、文部省専門学務局の伊藤学務課長は「今回の改正の主眼点は高校、大学の連絡を考慮し、大学卒業後入営するものを一人でも多くする所にある。〔中略〕すべて学生の便宜を計って安心して勉学に志せる様にしたのであるからこの趣旨をよく体して二年半で三年分の充実した実力をつける様努力して貰ひたい」⁽⁴³⁾ と

述べている。こうした修正が行われたのは、高校あるいは大学側の要望によるものなのか、文部省の発議によるものなのか、管見の限りでは不明である。しかし、高校・大学予科から大学への進学者に関しては、軍も一定程度の配慮を行ったことは間違いないようである。

(4) 学徒たち

在学年限短縮は、該当する学徒たちに大きなショックを与えた。東京帝国大学法学部に在学していた沖静一は、10月19日の日記に次のように記している。

勅令が発布され、今年度卒業生は十二月卒業なるのみならず、同時に徴兵検査もうける事ときまった。之は前から噂されてみたがあまり本当とは思へなかつた事である。その上二月入営となつては余りの慌しさに驚かざるをえない。

批判一、勅令はよくよく日本があぶなくなった為に出されたと考へる。さうでないとしたら、学生を毒し、文化を毒し、軍部の横暴を歎ずるのみである。僕としては、日本のCrisisに対する緊急処置とみてしまひたい。大体三ヶ月、大学の卒業を短縮する事は、単に量の問題ではない。三ヶ月は短いとは言へるとしても、その学生に与へるショック、学生の対応の為の勉強態度、下級生への影響、兵隊への不安等数へればあまりにもマイナスが多すぎるのである。三年生は今やデカダンスの一步前であると考へる。⁽⁴⁴⁾

大学も対応に追われた。土曜日の午後に授業を行うなど授業時間数の増加を試みたが、所詮限界があつたと思われる。特に卒業論文を課していた学部などにとっては大問題で、期限を早めて提出するよう学生に求めざるを得なかつた。東京帝国大学文学部の1年生だつた三国一郎は、彼の2年先輩の学生が「のんびり書いていた論文に、あわ

表2 京都帝国大学における1941年度臨時徴兵検査体格等位表

学部	受検 人員	甲		第一乙		第二乙		第三乙		丙		丁		戊	
		人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
法	543	19	3.5	336	61.9	114	21	53	9.8	19	3.4	2	0.4	0	0.0
医	156	16	10.2	82	52.6	29	18.7	16	10.2	4	2.6	2	1.4	7	4.7
工	276	19	6.9	152	55.1	47	17	36	13	13	4.7	2	0.7	7	2.5
文	107	2	1.9	37	34.6	31	29	30	28	4	3.7	1	0.9	2	1.9
理	71	3	4.2	32	45.1	16	22.5	15	21.1	4	5.6	1	1.4	0	0.0
経	355	25	7.0	204	57.5	78	22	29	8.2	14	3.9	4	1.1	1	0.5
農	121	7	5.8	57	47.1	28	23.1	22	18.2	7	5.8	0	0.0	0	0.0
計	1629	91	5.6	900	55.2	343	21.1	201	12.3	65	4.0	12	0.7	17	1.0

註

・「昭和十六年度臨時徴兵検査体格等位表（『評議会関係書類』昭和十七年、京都大学大学文書館所蔵、識別番号MP00046）より作成。

てて結論をつけて締めくくらなければならなかった」⁽⁴⁵⁾と回想している。また、広島文理科大学では、従来最高学年の学生は、講義を12月に終え第三学期は教育実習に充てていたが、年限短縮により講義を12月6日に終え、教育実習は12月8日から22日までで済まざるをえなくなった⁽⁴⁶⁾。このような状況では、十分な教育が行われることは不可能であったろう。

また、東大の平賀譲総長が10月16日の学部長会議で「及落ハ寛大ニシナケレバナラナイダロウ」⁽⁴⁷⁾と洩らしたように、年限短縮の理由を考慮すると留年を出すわけにはいかず、卒業認定も例年より相当甘くなったものと考えられる。早稲田大学に在学していた今北静子は「卒業は、この年に限り、確かに榮なものであった」⁽⁴⁸⁾と回想している。

繰上卒業の男子および徴集延期間満了の学徒は、12月1日に始まった臨時徴兵検査を受検した。東京では市内12区役所で一斉に行われ、学徒数が最も多かった本郷区役所での検査については「青白きインテリ、などとは昔のこと、決戦体制下の学徒はみな逞しい体格で甲種合格が断然多い」⁽⁴⁹⁾と報じられた。しかし、京都帝国大学に残されているこの時の臨時徴兵検査の結果に関する資料を見ると、[表2]のように全学部を通じた受検者のうち甲種合格はわずか5.6%に過ぎず、とても「断

然多い」とは言えないものであった。

おわりに —その後の在学年限短縮—

戦時期の在学年限短縮はこれだけでは終わらなかった。高等学校（大学予科を含む）と大学（医学部を除く）の年限短縮の状況については[図1]のとおりである。

[図1]の①の学年（高等学校に1935年4月入学、大学を1941年3月卒業）が、通常の年限で卒業できた最後の学年であった。本稿で取り上げたように、1942年3月大学卒業予定だった者は3カ月短縮となり（学年②）、1943年3月に高校・大学を卒業予定だった者はそれぞれ6カ月短縮された（学年③および⑥）。その後2学年分は同様の措置が続く（学年④⑤および⑦⑧）が、高等学校の段階で6カ月短縮となっている学年は、大学では短縮にならず3年の課程で卒業することとなった（学年⑥⑦⑧）。

しかし、高等学校については、1943年度入学者から在学年限は2年に短縮された（学年⑨）。これは、1943年1月20日公布の勅令第38号で高等学校令が改正されたことによるものであって、臨時措置ではなく学制改革として実施されたのであった。

大学こそ通常の年限に戻されたものの、戦争末

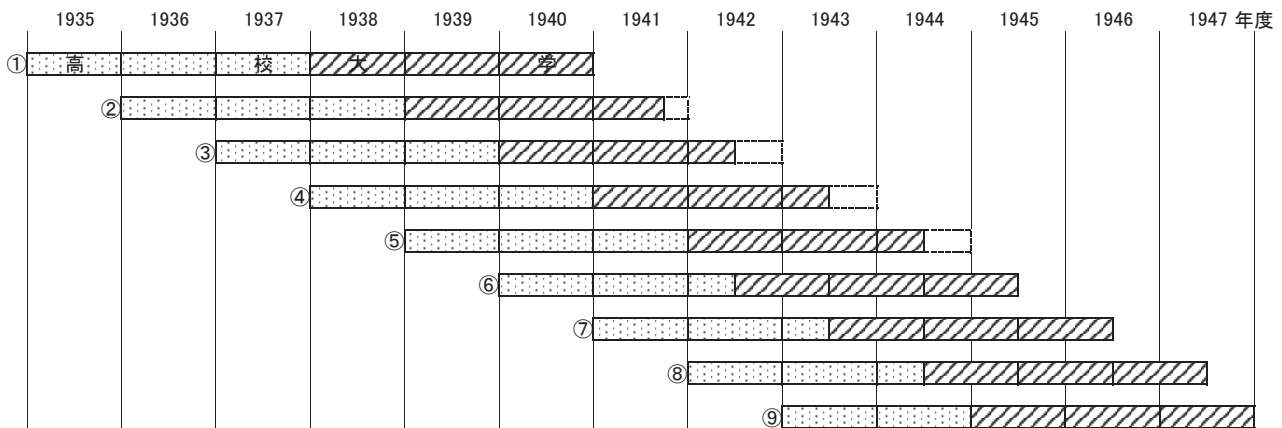


図1 高等学校・大学（医学部を除く）の在学・修業年限短縮

期には高校・大学を通じた高等教育は1年短縮されて計5年の課程となって敗戦を迎えることになるのである。

[註]

- (1) 拙稿「1939年の兵役法改正をめぐって — 「学徒出陣」への第一の画期として—」（『京都大学大学文書館研究紀要』第13号、2015年）。
- (2) 法令上は、大学学部については「在学年限」、その他の教育機関については「修業年限」と用語を使い分けているが、煩雑になるため本稿では「在学年限」で統一する。
- (3) 倉沢剛『続学校令の研究』講談社、1980年、979～1001頁。
- (4) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史2、1985年、636～648頁。
- (5) このほか、旅順工科大学や東亜同文書院など、関東州、満洲、中国本土にある高等教育機関については、勅令第925号「旅順工科大学等ノ学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」によって、①と同様の扱いとなることが規定された。
- (6) このとき、①で年限短縮できるとされた大学予科と高等学校高等科が対象からはずれたのは、「大学予科と高等学校高等科は、その殆んど全部が大学へ進む」からであると説明された（文部省「学校卒業期繰上の実施」情報局編纂『週報』263号、

1941年10月22日、5頁）。つまり、12月に繰上卒業させても、進学先である大学が1月に受け入れる準備ができていないため、大学予科と高等学校高等科は1941年度の年限短縮からはずされたのである。

- (7) 洪沢元治『五十年間の回顧』1953年、25頁。
- (8) 1939年2月18日に開催された衆議院軍用自動車検査法案委員会における荒木の答弁（『帝国議会衆議院委員会議録』106、昭和篇、東京大学出版会、1996年、77頁）。
- (9) 有光次郎『有光次郎日記』第一法規出版、1989年、442頁。
- (10) 同前、449頁。
- (11) 前掲『東京大学百年史』通史2、703頁。
- (12) 前掲『有光次郎日記』527頁。
- (13) 同前、542～545頁。
- (14) 同前、571頁。なお、planmässigはドイツ語で「計画通り」の意。
- (15) 同前、598頁。
- (16) 同前、601頁。この時の陸軍省兵務課長は児玉久蔵。
- (17) 同前、605頁。
- (18) 同前、609頁。
- (19) 同前、615頁。
- (20) 同前、624頁。
- (21) 内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』東京大学文書館所蔵、識別番号F0004/A/3/7。

- (22) 「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ定ム」（『公文類聚・昭和十六年・第四百十三卷・学事二・大学一』国立公文書館所蔵）。
- (23) このわずか8カ月前、帝国議会において当時の陸軍省兵務局長田中隆吉は、全く逆の内容を述べていた。すなわち、1941年2月3日の衆議院兵役法中改正法律案外二件委員会で、最上政三が、例えば法科の学生でももう少しで卒業する者などを徴集すれば、2、3万くらいの優秀な幹部候補生が得られるのではないかと質問したのに対して、田中は「現在ノ所幹部ハ不足ハ致シテ居リマセヌ。余ッテ居リマス、余ルト申シテモ大シテ余リマセヌガ、事変直前ノヤウニ素質ガ悪クテ足ラヌト云フコトハ、聖戦四年ノ間ニ其ノ弊害ハ全部除去サレマシタカラ御安心下サイ」（『帝国議会衆議院委員会議録』129、昭和篇、東京大学出版会、1997年、303頁）と答弁していた。
- (24) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下、原書房、1965年、531頁。
- (25) 以下、枢密院審査委員会における質疑応答は、「大学学部等ノ在学又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件外一件」（アジア歴史資料センター『枢密院委員会録 昭和十六年』レファレンスコード A03033305300（国立公文書館））参照。
- (26) 以下、文部省作成の想定問答については、前掲「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ定ム」参照。
- (27) 前掲「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ定ム」。
- (28) 同前。
- (29) 『在学年限短縮ニ伴フ臨時措置ニ関スル件』京都大学大学文書館所蔵、識別番号MP00373。
- (30) 前述の文部省による想定問答に、関係学校への事前の内牒は不都合ではないかという質問がある。これに対する回答は、在学年限短縮について慎重に審議しているうちに9月の新学期を迎え、このまま正式決定を待っていると「本年十二月ニ卒業サセマスニハ学校ニ於ケル準備、余裕、全クナクナル虞ガアリマシタノデ取り敢ヘズ火急ノ措置トシテ」3カ月短縮のみを先に伝えたとある（前掲「大
- 学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ定ム」）。文部省としては、関係学校にできるだけの配慮をしたつもりだったのであろう。
- (31) 学部長会議は総長が出席し、学部長協議会には出席しない。
- (32) 前掲内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』。
- (33) 同前。
- (34) 同前。
- (35) 文書の全文は、前掲『評議会 昭和十六年其二』に収録。
- (36) 文書の全文は、前掲『評議会 昭和十六年其二』に収録。
- (37) このほか、東北帝国大学も10月8日付で熊谷岱蔵総長より橋田文相宛の文書を送っている。その前文に、文部省と大学とが一体となって難局を乗り切る必要から「取敢ス本学各学部ノ事情ヲ摘記シテ御参考ニ供シ申候」とあるように、本文書は9月20日付東大の文書と同様、在学年限短縮となった場合の問題点を各学部ごとに指摘したものとなっている。この文書の全文は、『評議会議事録（第六号）』（東北大学史料館所蔵、識別番号総務2006/01-06）に収録。
- (38) 前掲内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』。10月15日の枢密院本会議は午前10時35分に終了していた（前掲「大学学部等ノ在学又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件外一件」）。
- (39) 以下、帝国大学総長会議については、前掲『評議会 昭和十六年其二』。
- (40) 『帝国大学新聞』1941年11月24日付。
- (41) 文部省計画室「陸軍文部省令第三号説明」（福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣—制度と背景』第一法規、1980年、127頁）。
- (42) 『帝国大学新聞』1941年11月24日付。
- (43) 同前。
- (44) 旧制静岡高戦没者遺稿集編集委員会編『地のさざめごと 旧制静岡高等学校戦没者遺稿集』1966年、165頁。なお沖は、卒業後農林省に就職した後1942年1月海軍經理学校に入学し、1943年7月ソロモン諸島で戦死している。
- (45) 三国一郎『戦中用語集』岩波書店、1985年、

168頁。

- (46) 『帝国大学新聞』 1941年11月3日付。
- (47) 前掲内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』。
- (48) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』
第3巻、1987年、1027頁。
- (49) 『朝日新聞』 1941年12月2日付夕刊。